

指導が不適切な教員を判断するための手続等に関する規則及び指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第5号

指導が不適切な教員を判断するための手続等に関する規則及び指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則

(指導が不適切な教員を判断するための手続等に関する規則の一部改正)

第1条 指導が不適切な教員を判断するための手続等に関する規則(平成14年佐賀県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(不服申立て)</p> <p>第8条 法第47条の2第1項の措置については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2に基づき、<u>不服申立てを行うことができる。</u></p>	<p>(審査請求)</p> <p>第8条 法第47条の2第1項の措置については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2に基づき、<u>審査請求をすることができる。</u></p>

(指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部改正)

第2条 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則(平成20年佐賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(不服申立て)</p> <p>第9条 法第25条の3に規定する措置については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2第1項の規定に基づき、<u>不服を申し立てることができる。</u></p>	<p>(審査請求)</p> <p>第9条 法第25条の3に規定する措置については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第49条の2第1項の規定に基づき、<u>審査請求をすることができる。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分についての不服申立てに

については、この規則による改正後の指導が不適切な教員を判断するための手続等に関する規則及び指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。